



『浅野氏広島城
入城400年』

浅野氏広島城入城400年記念リーフレット

第3巻

耕地の拡大と農村



浅野家家紋

耕地の拡大と用水整備

江戸時代前半、特に17世紀は、土木技術の進歩によって、大河川の治水・灌漑工事や干拓事業が可能となり、諸大名は農業基盤の整備（勸農）と年貢の増収を図るために新田開発に積極的に取り組みました。広島藩においても、17世紀から18世紀初頭にかけて大規模な新開事業が推進されました。安芸・沼田・佐伯・賀茂郡など沿岸部での大規模干拓が中心であり、現在でも大新開などの地名にその名残をとどめています。

広島城下でも、太田川河口のデルタが次々と干拓されていきました。享保20年（1735年）までに検地を受けた城下周辺の主な新開地は、右の表のとおりですが、海面地先の新開は幕領に編入するという、ときの幕府の方針もあって、この方針が18世紀末に事実上撤回されるまで、新開造成は中断されました。19世紀に入ると水主町御普請開・江波丸子新開・かんおんおき観音沖新開などが築かれましたが、町人や農民自身の手による民営の新開が主流となりました。



享保13年（1728年）広島町新開絵図
〔広島市文化振興課蔵〕

新開名	築開年代	地積	年代	開墾	石	高
新開	寛永11	1,764.9				
山崎新開	元禄14	44.9				
大須新開	元禄12	41.2				
大須新開	元禄12	54.4				
大須新開	元禄12	19.0				
大須新開	元禄12	38.6				
大須新開	元禄12	6.3				
大須新開	元禄12	30.7				
大須新開	元禄12	123.5				
大須新開	元禄12	144.1				
大須新開	元禄12	45.4				
大須新開	元禄12	55.5				
大須新開	元禄12	8.9				
大須新開	元禄12	6.2				
大須新開	元禄12	49.7				
大須新開	元禄12	26.4				
大須新開	元禄12	43.7				
大須新開	元禄12	2.3				
大須新開	元禄12	8.6				
大須新開	元禄12	18.7				

城下周辺の主な新開地
〔『広島県史』近世Iより〕
新開名は享保頃のもの



定用水開削の図〔広島市立中央図書館蔵〕
〔『芸備孝義伝 拾遺上』より〕

工事は、明和5年4月4日に開始され、村人の協力と昼夜兼行作業により28日に完成しました。



八木用水取水口
（撮影者：井手三千男氏）
（画像提供：広島市公文書館）

当時より約300m上流に位置しています。

領国全体で言えば、新開は島しょ部や山間部でも新開築開が近世を通じて推進され、開発に伴ってよく手入れされた田畑と段々畑の風景が形成されました。

また、新田への用水確保は、農業生産維持・発展のために重要であり、新開と並行して、井堰の築造やため池の造成・改修などの治水事業も推進されていきました。

明和5年（1768年）に完成した定用水（現在の八木用水）もそうした事例の一つです。太田川右岸の沼田郡一帯は、すぐ近くを川が流れていながら水位が低いために取水が難しく、農業用水の乏しい地域でしたが、沼田郡南下安村の大工卯之助が中心になって、太田川のさらに上流から取水して水路を設け豊富な水を導き入れる計画を立て、これを実現させました。当初卯之助用水と呼ばれたこの用水による灌漑面積は、約230町歩（約230ha）に達したといわれています。

農業生産の展開

18世紀初頭の広島藩の耕地構成は、水田が畑地よりも多く、広島藩領全体の平均では水田率が67.5%に及んでいました。

近世の農耕は主に人力に頼るものでしたが、牛馬は農具を引くとともに、厩肥（家畜の糞尿と草・わらなどを混ぜ合わせた肥料）生産する上でも重要な意味を持ち、裕福な農民は牛や馬を飼育し使役しました。広島藩では、18世紀初頭には約5万頭の牛馬が飼われていましたが、そのうち約7割が牛であり、農耕には主に牛が使役されていたようです。

江戸時代前期の農業に使われた主要な農具は、鍬・鎌・扱き箸などでした。牛馬を持たない小農民はもっぱら鍬を使用していましたが、領内北部は鉄の生産地で、かつ各地に小鍛冶も発達していたので、比較的安く良い鍬が入手できました。このことは、農業生産の向上に大きな役割を果たしました。また、広島出身の宮崎安貞による『農業全書』など、各地で農書が出版され、経験に基づく農業技術が公開され、農業生産の発展に貢献しました。



田植えの図（広島市立中央図書館蔵）
（『厳島絵馬鑑』より）

藩主浅野吉長が正徳3年（1713年）に厳島神社へ奉納した絵馬。
絵は狩野永叔によるもの。

18世紀初頭までには、沿岸部を中心に田植えや刈入れ時を異にする早稲・中稲・晩稲の品種が選別・播種されるようになりました。こうした選別・播種は、適地適作の原則だけではなく、作業時間に時間差を

作り出し、田植えや刈入れ時の労働力を分散させたり、あるいは天災による被害を最小限に食い止める効果もあったと考えられます。さらに水田の裏作として麦などを栽培する二毛作も普及していきました。麦の中でも、肥料や手入れが比較的少なくて済む大麦がもっぱら植栽されました。畑での作付けは、主に自給品としての蕎麦・粟・大豆・小豆などがほとんどを占め、このほかに四季折々の野菜も作られていました。ところが、時代が進むにつれ、こうした自給品のほかに麻やたばこ、木綿などの商品作物も栽培されるようになりました。特に木綿は、新開地に作付けされ、多くの収益を農民にもたらただけではなく、原綿から綿織物にいたるまでの加工過程で婦女子に賃労働を提供する経済効果の高い作物として重視されました。また甘藷（サツマイモ）も沿岸・島しょ部で栽培され、飢饉時の救荒作物として重要な地位を占めるようになりました。

農作物	反当収量	反当播種量	播種時期
稲	1石5斗～3石	6升～1斗	3月上旬
白 麦	2石5斗	5升～6升	9月下旬～10月
大 麦	3石～4石	8升	同上
小 麦	2石		8月下旬～10月
畑 稗	5石～8石		3月上旬
田 稗	2石～4石		4月中旬
夏 大豆	2石	3升	3月下旬～4月
秋 大豆	3石	3升	5月上旬～半夏
蕎 麦	2石	5升～6升	7月上旬～下旬
蚕 豆	4石～5石		8月彼岸
夏 粟	3石		3月下旬～4月上旬
秋 粟	2石		5月上旬
くまご	1石3斗		7月上旬～下旬
黍	2石～5石		3月中旬
秋たばこ	350斤	3斤～4斤	3月上旬
木 綿	60貫		春土用
唐 きび	3石～5石		2月下旬
刈 豆	80貫～90貫		4月中旬
菜 種	1石		10月・11月
胡 麻	1石		4月上旬

18世紀中頃の農作物の反当収量及び播種量
（『広島県史』近世Iより）

郡中諸見分覚書による

村の社会構成

藩 年代	広島藩			
	元和5年(A)		文政8年(B)	
村高	村数	%	村数	%
石				
3000～	2	8	1	5
2000～	16		12	
1500～	31		28	
1000～	67	9	71	8
500～	218	77	259	81
300～	134		175	
100～	187		243	
100未満	44		47	
合 計	699		836	

広島藩の村高規模別村数の推移
(『広島県史』近世Iより)

安芸国知行帳、芸藩通志による

豊臣政権以来、実施された検地によって、村という行政単位が成立し、農民の土地所有が認められ、生活共同体としての村が体制的に保証されました。左の表は広島藩の村高規模別にみた村数を示したものです。浅野氏が入封した元和5年(1618年)には699でしたが、文政8年(1825年)には836と137か村増加しています。この数は寛永・正保の地詰(検地)などの時に増加したもので、地詰を契機に「村切り」といわれる近世村落の創出・分合が行われました。表のうち、3,000石以上の2か村は、豊田郡阿鹿(安直)村と船木村ですが、阿鹿村は寛文8年(1668)に七宝、松江などの8か村に分村されました。ちなみに石高がもっとも小さい村は佐伯郡川田村の10.23石や「ゑぼ島」の27.98石があげられます。しかし川田村は新田開発によって文政8年には405石に増加しています。

村の住人は農民を中核とする百姓身分とされましたが、村によっては被差別身分とされた「かわた」が配置され、また神官・僧侶や医師、あるいは漁師たちも村の構成員でした。農民の存在形態も様々で、ある程度の石高と屋敷地を持つ本百姓とよばれた人々だけではなく、小地片の耕地しか所持していない農民や全く土地を持たない人々もいました。こうした土地を持たない人々を18世紀に入る頃に「浮過うきすぎ」と呼ぶようになりました。これは「無地浮世過」の略称であり、小作や雑業で生計をたてていた人々です。しかし浮過という身分呼称はあいまいで、裕福な問屋商人が浮過とされたり、漁師が百姓なのか浮過かは、村によってばらばらでした。しかしながら、近世後期になると、商品生産の発展につれて、本百姓の階層分化が進み、本百姓が上昇したり、没落したりして村の社会構成は大きく変動していきました。



農村の風景(広島市公文書館蔵)
(『芸備孝義伝 三編巻十三』より)

村落の支配機構

広島藩の地方機構は、郡奉行じがた—郡廻りこおりぶぎょう—代官—大庄屋(享保以後は割庄屋)—庄屋という支配系列になっていました。郡奉行は、民政担当の最高責任者で、郡廻りや代官の行政事務を統括し、郡廻りは2、3郡程度を担当し、管内を巡察して代官以下の政務を監察するとともに、毎年の土免(年貢額)の決定にあたりました。

郡ごとの支配に直接あたったのが代官です。代官に知行高100～200石の侍士が1郡2名ずつ任命されました。代官は主に年貢・諸役の賦課・収納、郡の責任で施工する土木普請、割庄屋以下村役人の監督・指揮にあたりました。

以上の藩役人とは別に、郡内の有力農民の中から大庄屋が任命されました。正徳2年(1712年)には「郡方新格こおりかたしんかく」と呼ばれた郡制改革が施行されました。改革では大庄屋の中から、40人の所務役人が取り

立てられ、その下に81人の頭庄屋が置かれて大庄屋制はなくなりますが、享保3年(1718年)の百姓一揆により「郡方新格」は挫折したため、大庄屋が割庄屋と名前を変えて復活することになりました。割庄屋は郡内の名家から複数任命され、郡内でいくつかの組に分けられた組内各村を統括しました。そして、輪番で各所の郡元に勤務して、郡内の政務にあたりました。

このほか村役人として、各村に庄屋・組頭などが置かれ、領主支配の末端組織の責任者および村の代表者として村の管理・運営にあたりました。庄屋は、藩の法令や通達を村民に伝え遵守させること、年貢・諸役の徴収及び農作業や風水害等の報告を藩にすることのほか、土地の売買・質入、手形の発行、村内の争いごとの仲裁・調停などで、組頭はその庄屋を補佐する役目でした。

村役人は、上記のような職務に加えて、年貢未納者の肩代わりや諸役の費用の立替などをするところがあるため、行政手腕が求められ、かつ経済的に裕福な者が任命されました。庄屋の任命は当初代官らが直接行っていたようですが、18世紀以降になると、村役人は割庄屋の推挙によって藩が決定し、郡廻り・代官の名で布達される慣行になり、文政6年(1825年)以降は、割庄屋が村役人を人選し、藩の名において任命するようになりました。

また、藩は町方・地方ともに五人組をつくらせました。五人組は治安の維持を目的に、^{ふとどきもの}不届者・キリシタン・他国の牢人等を密告などにより摘発したり監視したりすることが義務付けられました。また土地や家屋の売買にあたって、売人・保証人とともに証文に連署したり、冠婚葬祭・農作業・災害などの際の相互扶助組織として機能したりしました。

貢租徴収

年 貢の賦課は、広島藩は当初、秋になって作柄の実状に応じて決める^{けんみせい}検見制(秋免制)を採用していましたが、1630年代以降は前年の作柄、村の盛衰、田畑の状況を総合的に評価し、作付け前の春先に^{つちめんせい}年貢率を決定する土免制となりました。正徳期の藩政改革で^{じょうめんせい}年貢率を固定する定免制が採用されましたが、高率に設定されたこの定免制は農民の強い反対を招き、享保3年(1718年)に起きた百姓一揆のため、わずか3年で廃止され、土免制に復されることになりました。また、藩は年貢の未進(未納)も代官らに厳しく取り締まらせました。藩政初期には年貢未進額に対して利息3割を加えて上納させ、^{しがたちぎょうせい}地方知行制の下では給人が未進百姓に夫役労働を賦課して相殺することが行われていました。しかし、藩体制が整備されてくると、村として年貢米の未納分をどうしても調達できない場合、藩の貸付けを受けて上納したことにし、翌年度から数年あるいは数十年の^{しよやくうんじょう}年賦返済としました。

農民は、藩に納める年貢や特産品に対し賦課される諸役・運上のほかに、村役人が村の運営・維持にかかる諸経費の財源として徴収する^{むらにゆうりょう}村入用も負担しなければなりませんでした。

右表は、享保20年(1725年)の高宮郡上原村(村高172石余)における農民の総負担を示したものです。年貢の税率69%が村入用を含めると村高の85.7%となって個々の農民に課せられることがわかります。このように農民にかかる負担が決して軽いものではなかったことがうかがえます。しかし、このような負担では農民は生きていくことはできないため、本巻リーフレット冒頭で指摘したように、上原村でも開墾が進展していたことが推測されます。

費目	額(石)	備考
定物成	119.171	免6つ9分(年貢率69%)
諸上納物	4.714	小物成、種米利足等
村入用	諸給米	9.45 庄屋給2石、組頭給1.5石等
	諸手当	1.823 庄屋出飯米、かわた飯米等
	必要経費	0.452 筆墨紙代等
	運営経費	0.673 虫送り、雨乞い入用等
	寺社初穂	0.67
	その他	13.053 年貢米運送費等
計	30.767	(原史料のまま)
総計	147.437	村高に対し8つ5分7厘

高宮郡上原村農民の総負担状況
(享保20年)

上原区有文書による

凶作・飢饉

広島藩における凶作は、幕末までに風水害によるもの66回、旱冷害・虫付によるもの43回の計109回を数えます。右の表は浅野氏入封以来元文期までの主な災害です。

藩は、このような凶作に対して、元禄以前には飢饉者に米麦を支給するなど、藩が負担して積極的に被災者を救済し、被害地の復旧を行ってきました。しかし、江戸時代最大の凶作であった享保17年(1732年)の享保飢饉では、幕府からの借金や領内から募った御用金・才覚金などで購入した救米・貸米などで救済にあたったものの、飢渴人が約32万人、餓死者が約8,600人を数えたように、藩財政の窮乏が深まり、救済する余裕がなくなっている様子がうかがえます。

藩は、享保飢饉を契機として、財政が窮乏する中で、平時から領民自身が凶作に備える方策が必要と考え、模索するようになります。この時、加藤友益が考案した、村ごとに社倉かとうゆうえきを設け、藩の貸麦と農民から持ち高に応じて提供させた麦を基に、利殖を図るなどして穀物を貯蓄し、凶作時にこれを放出して、救済に役立てようとする社倉法しゃそうほうが、寛延2年(1749年)に安芸郡矢野村(現広島市安芸区)で実践されて設置のめどが立ったことから、藩は村ごとに社倉を設立することを義務づけました。

年・月・日	被害状況
元和 6.5下旬	大雨降り洪水
寛永 8.8.14~15	暴風雨洪水、高潮損毛多し
" 16.9	旱魃、農家の畜牛過半死、粗米13,000石減
" 19.3~4	凶作、作食、種米に難決する者多し、餓死者少なからず、正保3年まで連年凶作
承応 2.8.5~6	暴風雨洪水、城下流失家屋5,140軒、死者5,000人余
延宝 1.5.14~22	雨降り続き洪水
" 2.5.28	雨降り続き洪水、田畑損失45,580石余
" 2.8.17	暴風雨洪水、高潮田畑損失30,980石余、5月以降領内流家潰家7,527軒、損家1,208軒、死者65人
" 4.5.6~7	雨降り続き洪水、流失全壊家屋1,122軒、死者7人、田畑損毛3,700石余
" 4.7.10~21	暴風雨洪水、流家潰家2,804軒、死者16人、田畑損毛5,640石
" 8.11以降	凶作、米の実入不良、畑作物不作
" 9.春、秋	飢饉(春)凶作(秋)
元禄 4.7.18~21	暴風雨洪水、流家潰家2,645軒、死者16人、田畑損毛6,639石余
" 12.2~5	前年より凶作続く、春夏郡中に飢饉人多し、世羅・三輪両郡交作皆損
" 15.8.27~29	暴風雨洪水、流家潰家3374軒、死者13人、田畑損毛58,960石余
" 16.1~3	郡中作食、種米に難決し城下に乞食する者多し
宝永 5.春	佐伯、山県、世羅、三輪、賀茂郡に飢饉人少なからず
享保 6.閏7.13~15	暴風雨洪水、流家潰家1,517軒、死者44人、田畑損毛17,690石余
" 9.7	旱魃、田畑損毛42,809石余
" 8.14	暴風雨洪水、高潮、潰家55軒、死者1人、田畑損毛93町歩余
" 17	大凶作(本文参照)
元文 8.5.9~6.1	雨降り続き洪水、流家潰家1020軒、死者21人、田畑損毛53,870石余

広島藩の風水害・旱冷害・虫付による災害
『広島県史』近世Iより

『新修広島市史』第3巻による

百姓一揆

浅野長晟は入封直後の元和6年(1620年)から農民の越訴おっそを理由にかかわらず禁止し、以後も同様の禁止令が出され続けましたが、その一方で、広島藩は、正保2年(1645年)、各郡に目安箱を設置(まもなく廃止)するなど、領民の声を聞く姿勢も示しています。

18世紀に入る頃から広島藩では、度々百姓一揆が起こるようになります。その要因は、凶作による藩財政の慢性的な窮乏に起因する貢租の増徴や多様な新課税、専売制に基づく収奪に反対するとともに、村役人の不正を糾弾し、その交替を要求するためなどでしたが、一揆の発生は、何よりも農民たち庶民の実力が増したことを示しています。享保3年の大一揆で、農民は、領主と農民の間に立ち、直接に年貢取立てに関与していた所務役人・頭庄屋・庄屋などを直接批判し、攻撃を加えたのであり、領主を攻撃したものではありませんでした。しかし、この一揆は藩内のすべての郡村が蜂起した全藩一揆でしたので、広島藩首脳部に大きな衝撃を与えました。この後、藩の農村掌握は後退し、検地すらできなくなり、年貢徴収も頭打ちになりました。

浅野藩政期の元号

の度、天皇陛下退位と皇太子殿下の新天皇即位に伴い、2019年5月1日より元号が「平成」から「令和」に改められることになり、話題を呼びました。今回は、浅野家の歴代広島藩主と元号を下表のとおりまとめてみました。

12代の藩主が統治した約250年の間に元号が36あり、現在と異なり、1人の天皇の在位期間中に複数の元号があったことがわかります。明治以降、天皇一代に一つの元号が定められる「一世一元」が確立されましたが、それまでは、災害、干ばつ、疫病流行、彗星の出現などの厄災を避けるために、天皇在位中にも改元が行われました。

藩主名	在任期間	元号(読み)[期間]	天皇名
浅野 長成 ながあきら	元和5年(1619年)～寛永9年(1632年)	元和(げんな)[1615年～1624年]	ごみずのお 後水尾天皇(1611年～1629年)
浅野 光成 みつあきら	寛永9年(1632年)～寛文12年(1672年)	寛永(かんえい)[1624年～1644年]	めいしやう 明正天皇(1629年～1643年)
		正保(しょうほう)[1644年～1648年]	ごうみやう 後光明天皇(1643年～1654年)
		慶安(けいあん)[1648年～1652年]	
		承応(じやうおう)[1652年～1655年]	ごさい 後西天皇(1654年～1663年)
		明暦(めいれき)[1655年～1658年]	
		万治(まんじ)[1658年～1661年]	
浅野 綱成 つなあきら	寛文12年(1672年)～延宝元年(1673年)	寛文(かんぶん)[1661年～1673年]	れいげん 霊元天皇(1663年～1687年)
浅野 綱長 つななが	延宝元年(1673年)～宝永5年(1708年)	延宝(えんぼう)[1673年～1681年]	
		天和(てんなわ)[1681年～1684年]	
		貞享(じやうきやう)[1684年～1688年]	ひがしやま 東山天皇(1687年～1709年)
浅野 吉長 よしのなが	宝永5年(1708年)～宝暦2年(1752年)	元禄(げんろく)[1688年～1704年]	
		宝永(ほうえい)[1704年～1711年]	なかつかぜ 中御門天皇(1709年～1735年)
		正徳(しょうとく)[1711年～1716年]	
		享保(きやうほう)[1716年～1736年]	きくまち 桜町天皇(1735年～1747年)
		元文(げんぶん)[1736年～1741年]	
		寛保(かんぼう)[1741年～1744年]	
浅野 宗恒 むねつね	宝暦2年(1752年)～宝暦13年(1763年)	延享(えんきやう)[1744年～1748年]	ももぞの 桃園天皇(1747年～1762年)
		寛延(かんえん)[1748年～1751年]	
浅野 重成 しげあきら	宝暦13年(1763年)～寛政11年(1799年)	宝暦(ほうれき)[1751年～1764年]	ごさくまち 後桜町天皇(1762年～1770年)
		明和(めいわ)[1764年～1772年]	
		安永(あんえい)[1772年～1781年]	ごももぞの 後桃園天皇(1770年～1779年)
		天明(てんめい)[1781年～1789年]	
浅野 斉賢 なりかた	寛政11年(1799年)～天保元年(1830年)	寛政(かんせい)[1789年～1801年]	こうかく 光格天皇(1779年～1817年)
		享和(きやうわ)[1801年～1804年]	
		文化(ぶんか)[1804年～1818年]	じんこう 仁孝天皇(1817年～1846年)
浅野 斉肅 なりたか	天保元年(1830年)～安政5年(1858年)	文政(ぶんせい)[1818年～1830年]	
		天保(てんぽう)[1830年～1844年]	
		弘化(こうか)[1844年～1848年]	
浅野 慶熾 よしてる	安政5年(1858年)4月～9月	嘉永(かえい)[1848年～1854年]	こうめい 孝明天皇(1846年～1866年)
		安政(あんせい)[1854年～1860年]	
浅野 長訓 ながみち	安政5年(1858年)～明治2年(1869年)	万延(まんえん)[1860年～1861年]	
		文久(ぶんきゅう)[1861年～1864年]	
		元治(げんじ)[1864年～1865年]	
		慶応(けいおう)[1865年～1868年]	
浅野 長勲 ながこと	明治2年(1869年)2月～6月	明治(めいじ)[1868年～1912年]	めいじ 明治天皇(1867年～1912年)

第4巻
予告

テーマ「街道、水運の整備、産業の発展」発行まで今しばらくお待ちください...

令和元年(2019年)
9月発行

編集：広島市市民局文化スポーツ部文化振興課 TEL082-504-2851
監修：中山 富広 広島大学大学院文学研究科教授
協力：公益財団法人広島市文化財団広島城
西村 晃 広島県立文書館総括研究員
参考文献：広島県史近世I、図説広島市史、新版 元号辞典(東京美術選書)